

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

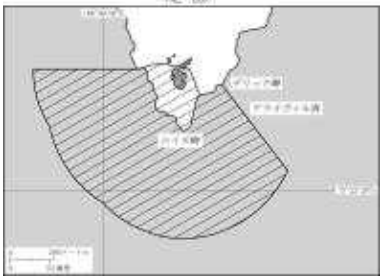
南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

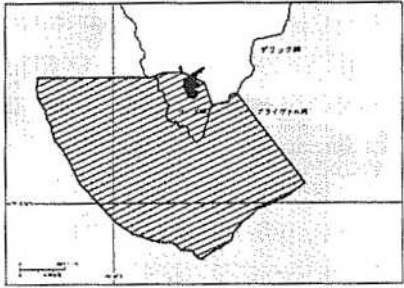
（傍線の部分は改正部分）

		別記（第一条関係）				改正案	現行
第十五 第十七別	第十四 南極 特別 保護 地区		第十三 南極 特別 保護 地区	第一 十二 南極 特別 保護 地区	番号	名称	指定文
(略)	削除		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十五 第十七別	第十四 南極 特別 保護 地区		第十三 南極 特別 保護 地区	第一 十二 南極 特別 保護 地区	番号	名称	指定文
(略)	サウス・オー クニー諸島の コロネーション 島北部		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

保護地区	第十八南極特別保護地区	第十九・第二十南極特別保護地区	第二十一南極特別保護地区
	削除	(略)	ロス島のロイズ岬
		(略)	この地区は、南緯77度33分12秒東経166度9分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分33秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分35秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分39秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度9分59秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分2秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分15秒東経166度10分6秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分16秒東経166度10分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分14秒東経166度10分22秒の地点を結ぶロイズ岬の海岸線、同地点と南緯77度33分27秒東経166度11分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結

保護地区	第十八南極特別保護地区	第十九・第二十南極特別保護地区	第二十一南極特別保護地区
	ヴィクトリア・ランドのメルボルン山頂	(略)	ロス島のロイズ岬
	(略)	(略)	この地区は、南緯77度33分12秒東経166度9分25秒の地点を起点とし、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分33秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分11秒東経166度9分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分13秒東経166度10分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分15秒東経166度10分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分16秒東経166度10分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分14秒東経166度10分22秒の地点を結ぶロイズ岬の海岸線、同地点と南緯77度33分27秒東経166度11分8秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

<p>第二十四 南極特別 保護地区</p>	<p>第二十二 ・第三 南極特 別保護地 区</p>		
<p>ロース島のク ロージア岬</p>	<p>(略)</p>		
<p>この地区は、クロー ージア岬の北海岸に ある地点(南緯77 度27分27秒東経 169度12分)を 起点とし、同地点 から東経169度12 分の経度線を北に進 み、南緯77度26分 東経169度12分 の地点に至り、同 地点から南緯77度 26分の緯度線を東 に進み、南緯77度 26分東経169度 12分の地点に至り、 同地点から東経169 度28分の経度線を 南に進み、南緯77 度32分東経169 度28分の地点に至 り、同地点から南緯 77度32分の緯度 線を西に進み、南緯 77度</p>	<p>(略)</p>		<p>ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>

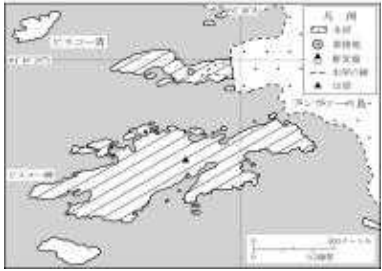
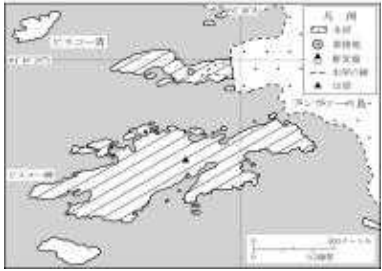
<p>第二十四 南極特別 保護地区</p>	<p>第二十二 ・第三 南極特 別保護地 区</p>		
<p>ロース島のク ロージア岬</p>	<p>(略)</p>		
<p>この地区は、クロー ージア岬の北海岸に ある地点(南緯77 度26分54秒東経 169度11分30 秒)を起点とし、同 地点から東経169 度11分30秒の経 度線を北に進み、南 緯77度26分の緯 度線を東に進み、同 地点から南緯77度 26分の緯度線を南 に進み、南緯77度 28分東経169度 28分の地点に至り、 同地点から南緯77 度32分東経169 度28分の緯度線を 西に進み、南緯77 度</p>	<p>(略)</p>		



第二十八別保護地	第七別保護地		
サウス・シエランド諸島	(略)		
この地区はキング・ジョー島の南西部にあり、パルテ	(略)		<p>32分東経169度20分の地点に至り、同地点から西方、北から75度の方角に引いた直線を西北西に進み、南緯77度31分45秒東経169度25分23秒の地点に至り、同地点から西方、北から85度の方角に引いた直線を北西に進み、ボム峰（南緯77度31分東経169度11分30秒）に至り、同地点から東方、北から5度の方角に引いた直線を北北東に進み、ポスト・オフィス丘（南緯77度27分55秒東経169度12分40秒）に至り、同地点から西方、北から5度の方角に引いた直線を北北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。</p>

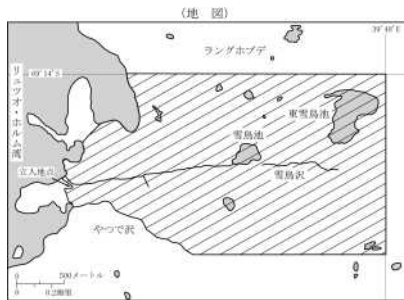
第二十八別保護地	第七別保護地		
サウス・シエランド諸島	(略)		
この地区はキング・ジョー島の南西部にあり、パルテ	(略)		<p>み、南緯77度32分東経169度20分の地点に至り、同地点から稜線を西に進み、ボム峰（南緯77度31分東経169度11分30秒）に至り、同地点から東経169度11分30秒の経度線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南西にある地点（南緯77度28分東経169度11分30秒）に至り、同地点から稜線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。</p>

区別八(第三十一)南極特 保護地	第三十南 極特別保 護地区	区別第二十九 保護地	区
(略)	削除	(略)	のキング・ジ ョー島のアイ ドミラルティ 湾西岸
(略)		(略)	ニア岬の西端(南緯32度3分 37秒西経58度28分37秒)を起 点として、同地点から西方、 北から8度の方角に引いた直 線を北北西に進み、ザ・タワ ーの山頂(南緯32度2分55秒 西経58度28分38秒)に至り、 同地点から西方、北から3度 の方向に引いた直線を北北西 に進み、ジャーディン峰の北 西の麓にある地点(南緯32度 20分3秒西経58度29分54秒) に至り、同直線から東方、北 から75度の方角に引いた直線 を東北東に進み、南緯32度6 分57秒西経58度28分3秒の地 点に至り、同地点から東方、 北から3度の方角に引いた直 線を北東に進み、南緯32度6 分44秒西経58度27分36秒の地 点に至り、同地点からキング ・ジョージ島の海岸線を南に 進み、起点に至る線により囲 まれた区域(次の地図の斜線 部分)から成る。

区別八(第三十一)南極特 保護地	第三十南 極特別保 護地区	区別第二十九 保護地	区
(略)	ロス島のエレ バス山のトラ ムウェイ尾根	(略)	のキング・ジ ョー島のアイ ドミラルティ 湾西岸
(略)	(略)	(略)	ニア岬の西端(南緯32度3分 37秒西経58度28分37秒)を起 点として、同地点から西方、 北から8度の方角に引いた直 線を北北西に進み、ザ・タワ ーの山頂(南緯32度2分57秒 西経58度29分)に至り、同地 点から西方、北から3度の方 向に引いた直線を北北西に進 み、ジャーディン峰の北西の 麓にある地点(南緯32度20分 3秒西経58度29分54秒)に至 り、同直線から東方、北から 75度の方角に引いた直線を東 北東に進み、ラクサ岬の北端 (南緯32度6分52秒西経58度 27分36秒)に至り、同地点か らキング・ジョージ島の海岸 線を南に進み、起点に至る線 により囲まれた区域(次の地 図の斜線部分)から成る。

<p>第四十一 南極特別 保護地区</p>	<p>第四十南 極特別保 護地区</p>		<p>第三十九 南極特別 保護地区</p>
<p>リユツオ・ホ ルム湾のラン グホブデの雪 鳥沢</p>	<p>(略)</p>		<p>アンヴァース 島のビスコー 岬</p>
<p>この地区は、リユツオ・ホ ルム湾東岸のラングホブデに あり、南緯88度4分の緯度線 、東経38度48分の経度線、南 緯69度15分の緯度線、南緯69 度15分東経39度45分20秒の地 点と南緯69度14分32秒東経39 度43分1秒の地点を結ぶやつ で沢の右岸線、同地点と南緯 69度14分31秒東経39度42分57 秒の地点を結ぶロープによつ て示されている境界線、同地 点と南緯69度14分17秒東経39 度43分22秒の地点を結ぶラン グホブデの海岸線、同地点と 南緯69度14分13秒東経39度43 分23秒の地点を結ぶロープに</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>

<p>第四十一 南極特別 保護地区</p>	<p>第四十南 極特別保 護地区</p>		<p>第三十九 南極特別 保護地区</p>
<p>リユツオ・ホ ルム湾のラン グホブデの雪 鳥沢</p>	<p>(略)</p>		<p>アンヴァース 島のビスコー 岬</p>
<p>この地区は、リユツオ・ホ ルム湾東岸のラングホブデに あり、南緯88度4分の緯度線 、東経38度48分の経度線、南 緯69度15分の緯度線、南緯69 度15分東経39度45分26秒の地 点と南緯69度14分43秒東経39 度43分41秒の地点を結ぶやつ で沢の右岸線、同地点と南緯 69度14分35秒東経39度43分28 秒の地点を結ぶ直線、同地点 と南緯69度14分23秒東経38度 43分51秒の地点を結ぶラング ホブデの海岸線、同地点と南 緯69度14分16秒東経39度44分 の秒の地点を結ぶ直線及び同 地点と南緯69度14分東経39度</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>

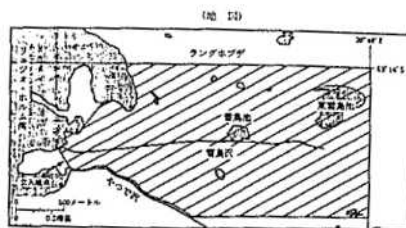


第四十二
南極特別
保護地区

スヴァルトハ
マレン

よって示されている境界線及び同地点と南緯89度4分東経39度4分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域(次の地図の車線部分)から成る。

この地区は、ドロニンゲ・モード・ランドのプリンセ・アストリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところであり、南緯71度54分33秒東経5度7分44秒の地点を起点とし、同地点からスヴァルトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度59分55秒東経5度6分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東に進み、南緯71度59分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から71度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度59分47秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から71度の方角に引いた



第四十二
南極特別
保護地区

スヴァルトハ
マレン

本分20秒の地点を結ぶラングホブデの海岸線により囲まれた区域(次の地図の車線部分)から成る。

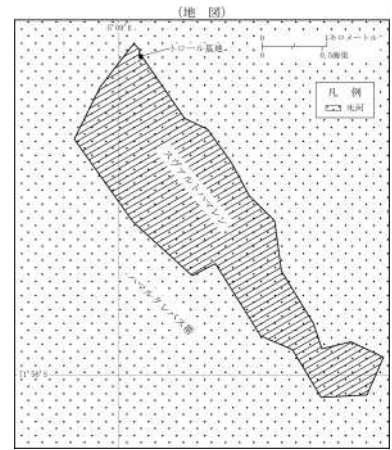
この地区は、ドロニンゲ・モード・ランドのプリンセ・アストリ海岸の棚氷の北端から内陸に約200キロメートルのところであり、南緯71度54分33秒東経5度7分44秒の地点を起点とし、同地点からスヴァルトハマレンの崖線を北北東に進み、南緯71度59分55秒東経5度6分24秒の地点に至り、同地点から当該崖線を南東に進み、南緯71度59分47秒東経5度14分25秒の地点に至り、同地点から東方、北から71度の方角に引いた直線を東北東に進み、南緯71度59分47秒東経5度15分14秒の地点に至り、同地点から東方、北から71度の方角に引いた斜線部分)から成る。

た直線を東南東に進み、南緯
71度55分51秒東経5度19分5
秒の地点に至り、同地点から
西方、北から156度の方角に
引いた直線を南南西に進み、
南緯71度56分10秒東経5度15
分37秒の地点に至り、同地点
から西方、北から82度の方角
に引いた直線を西北西に進み
、南緯71度56分11秒東経5度
14分24秒の地点に至り、同地
点から西方、北から82度の方
角に引いた直線を北北西に進
み、南緯71度55分47秒東経5
度13分37秒の地点に至り、同
地点から西方、北から88度の
方角に引いた直線を西北西に
進み、南緯71度55分41秒東経
5度12分47秒の地点に至り、
同地点から西方、北から82度
の方角に引いた直線を北北西
に進み、南緯71度55分48秒東
経5度11分34秒の地点に至り
、同地点から西方、北から11
7度の方角に引いた直線を西
南西に進み、南緯71度55分11
秒東経5度10分58秒の地点に
至り、同地点と起点を結ぶハ
マルクレバス帯の端の線を北
西に進み、起点に至る線によ
り囲まれた区域（次の地図の
斜線部分）から成る。ただし
、トロール基地（南緯71度55
分22秒東経5度9分34秒）の
外縁から10メートル以内の区
域は除く。

南（第
極六四
地区特一
区別三

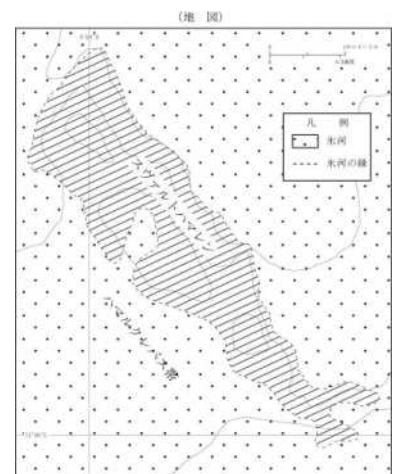
(略)

(略)



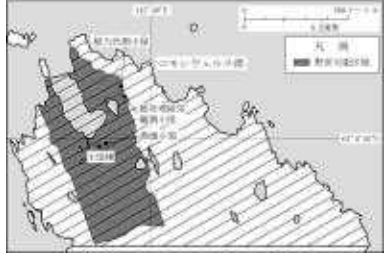
南（第
極六四
地区特一
区別三

(略)



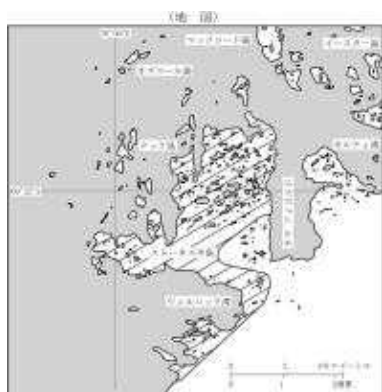
	第六十二 南極特別 保護地区
	デニソン岬の モーソン小屋 群
この地区は、南緯67度47秒東経142度39分28秒の地点を起点とし、同地点からコモンウエルス湾の海岸線を北東に進み、ポート湾の西岸にある地点（南緯67度21秒東経142度39分28秒）に至り、同地点から東方、北から9度の方角に引いた直線を東北東に進み、同湾の東岸にある地点（南緯67度21秒東経142度39分27秒）に至り、同地点からコモンウエルス湾の海岸線を東進し、南緯67度47秒東経142度41分27秒の地点に至り、同地点から南緯67度47秒の経度線を西進し、起点に至る線により囲まれた区域から成る。	

	第六十二 南極特別 保護地区
(略)	デニソン岬の モーソン小屋 群
この地区は、南緯67度31秒東経142度39分39秒に位置する主屋棟、南緯67度30秒東経142度39分42秒に位置する測量小屋、南緯67度23秒東経142度39分48秒に位置する絶対地磁気観測小屋及び南緯67度21秒東経142度39分37秒に位置する磁力計測小屋並びにこれらの外縁から5メートル以内の区域から成る。	

<p>第七十四 南極特別 保護地区</p>	<p>第六十三 南極特 別保護地 区</p>	<p>(地図)</p> 
<p>プリンス・エ リザベス・ラ ンドのラーズ マン丘陵のス トーンズ</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>この地区は、ウイルロック 湾の海岸線、南緯69度25分29 秒東経76度8分29秒の地点と 南緯69度25分29秒東経76度8 分6秒の地点を結ぶ直線、同 地点と南緯69度25分34秒東経 76度7分45秒の地点を結ぶ直 線、同地点と南緯69度26分1 秒東経76度6分の地点を結ぶ 直線、同地点と南緯69度26分 4秒東経76度5分52秒の地点 を結ぶ直線、同地点と南緯69 度26分8秒東経76度5分44秒 の地点を結ぶ直線、同地点と 南緯69度26分11秒東経76度5 分38秒の地点を結ぶ直線、同 地点と南緯69度26分15秒東経 76度5分37秒の地点を結ぶ直 線、同地点と南緯69度26分19</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

	<p>第六十三 南極特 別保護地 区</p>	<p>(地図)</p> 
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

秒東経76度5分38秒の地点を
結ぶ直線、同地点と南緯69度
26分22秒東経76度5分44秒の
地点を結ぶ直線、同地点と南
緯69度26分24秒東経76度5分
51秒の地点を結ぶ直線、同地
点と南緯69度26分26秒東経76
度6分1秒の地点を結ぶ直線
、同地点と南緯69度26分36秒
東経76度8分12秒の地点を結
ぶ直線、同地点と南緯69度26
分38秒東経76度8分21秒の地
点を結ぶ直線、同地点と南緯
69度26分39秒東経76度8分25
秒の地点を結ぶ直線、同地点
と南緯69度26分42秒東経76度
8分28秒の地点を結ぶ直線、
同地点と南緯69度26分47秒東
経76度8分30秒の地点を結ぶ
直線、同地点と南緯69度26分
51秒東経76度8分29秒の地点
を結ぶ直線、同地点と南緯69
度26分55秒東経76度8分26秒
の地点を結ぶ直線、同地点と
南緯69度27分東経76度8分22
秒の地点を結ぶ直線、同地点
と南緯69度27分3秒東経76度
8分18秒の地点を結ぶ直線、
同地点と南緯69度27分6秒東
経76度8分14秒の地点を結ぶ
直線、同地点と南緯69度27分
10秒東経76度8分8秒の地点
を結ぶ直線、同地点と南緯69
度28分39秒東経76度3分36秒
の地点を結ぶ直線及び同地点
と南緯69度28分40秒東経76度
3分22秒の地点を結ぶ直線に
より囲まれた区域（次の地図
の斜線部分）から成る。



第七十五
南極特別
保護地区

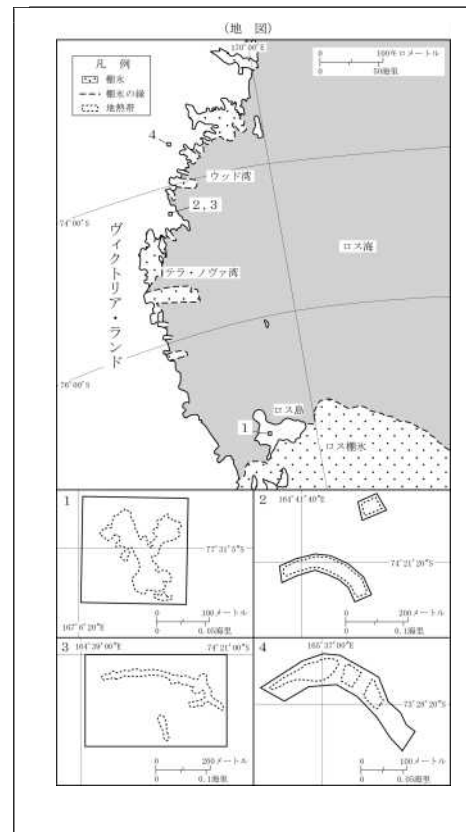
ロア海地域の
高地地熱帯群

この地区は、ロア海地域にあり、南緯77度31分2秒の緯度線、東経167度6分51秒の緯度線、南緯77度31分8秒の緯度線及び東経167度6分21秒の経度線により囲まれた区域、南緯74度21分20秒東経164度41分32秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分19秒東経164度41分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分20秒東経164度41分58秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度42分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度42分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分24秒東経164度42分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分23秒東経164度41分58秒の

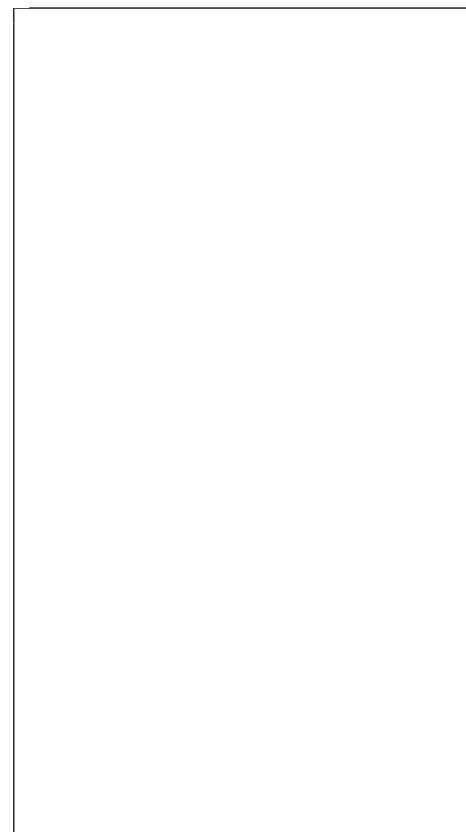
地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分50秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分21秒東経164度41分38秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分22秒東経164度41分33秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分14秒東経164度42分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分13秒東経164度42分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分15秒東経164度42分13秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分16秒東経164度42分3秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯74度21分東経164度39分2秒の地点を起点とし、同地点と南緯74度21分東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度40分5秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯74度21分11秒東経164度39分2秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域並びに南緯73度28分19秒東経165度36分44秒の地点を起点とし、同地点と南緯73度28分17秒東経165度36分55秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分

16秒東経165度37分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分16秒東経165度37分4秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分18秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度37分21秒東経165度37分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分22秒東経165度37分24秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分23秒東経165度37分21秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分22秒東経165度37分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分21秒東経165度37分14秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度37分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度37分3秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分19秒東経165度36分56秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯73度28分20秒東経165度36分50秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

	<p>第十三南極特別保護地区</p>	<p>第一～十二南極特別保護地区</p>		<p>要件</p> <p>(略)</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六～十二 (略)</p>	
--	--------------------	----------------------	--	--	--



<p>第十四南極特別保護地区</p>	<p>第十三南極特別保護地区</p>	<p>第一～十二南極特別保護地区</p>	<p>要件</p> <p>(略)</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六～十一 (略)</p>		
--------------------	--------------------	----------------------	---	--	--



第十五、十七南極特別保護地区	(略)			
第十九・二十南極特別保護地区	(略)			
第二十一南極特別保護地区	一、四 (略) 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	六 (略) 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。	八、十三 (略)	(略)
第二十二・二十三南極特別保護地区	(略)			
第二十四南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 (略) 三 (略)	科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォールステリ(コウテイペンギン)の繁殖地から九百三十メートル以内		

二十第(件要の)とご区地護保別特極南 六第表別

第十五、十七南極特別保護地区	(略)			
第十八南極特別保護地区	一、十二 (略)			
第十九・二十南極特別保護地区	(略)			
第二十一南極特別保護地区	一、四 (略) 五 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	六 (略)	七、十二 (略)	(略)
第二十二・二十三南極特別保護地区	(略)			
第二十四南極特別保護地区	一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動又は第六十九南極史跡記念物への訪問に限る。 二 (略)			

二十第へ件要のとご区地護保別特極南 第六表別

<p>第二十八南極特別保護地区</p>	<p>第二十五～二十七南極特別保護地区</p>
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区への立入りは、南緯六十二度十分二十五秒から南緯六十二度一分十九秒までのアドミラルティ湾西岸の海岸線からは行わないこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の三月三十一日までの期間は、原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、氷河上に限り、着陸することができる。</p>	<p>四 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>

係関係

<p>第二十八南極特別保護地区</p>	<p>第二十五～二十七南極特別保護地区</p>
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、アルツトウスキー基地の南にある地点(南緯六十二度九分五十二秒西経五十八度二十八分二十八秒)から行うこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 当該地区を徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p>	<p>三 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

<p>第三十六南極特別保護地区</p>	<p>第三十一～三十五南極特別保護地区</p>	<p>第二十九南極特別保護地区</p>	<p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p>
<p>一～四 (略)</p> <p>五 原則として、回転翼航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一・十二 (略)</p>

<p>第三十六南極特別保護地区</p>	<p>第三十一～三十五南極特別保護地区</p>	<p>第二十九南極特別保護地区</p>	<p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>
<p>一～四 (略)</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>八 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一・十二 (略)</p>

第三十七・三十八南極特別保護地区	<p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 原則として、当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二・十三 (略)</p>
第三十九南極特別保護地区	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。</p> <p>六・九 (略)</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 (略)</p>
第四十南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第四十一南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、南緯六十九度十四分三十八秒東経三十九度四十三分二十二秒の地点から行</p>

第三十七・三十八南極特別保護地区	<p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十一 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二・十三 (略)</p>
第三十九南極特別保護地区	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六・九 (略)</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 (略)</p>
第四十南極特別保護地区	<p>(略)</p>
第四十一南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、南緯六十九度十四分三十九秒東経三十九度四十三分三十六秒の地点から行</p>

<p>第六十三～六十八 南極特別保護地区</p> <p>第六十九南極特別 保護地区</p>	<p>第六十三～六十八 南極特別保護地区</p>	<p>第六十二南極特別 保護地区</p>	<p>第四十二～六十一 南極特別保護地区</p>	
<p>三 飛行機は当該地区内に離着陸し</p>	<p>（略）</p>	<p>九 一～八（略） 九 当該地区内では、別記の地図上に示された区域に限り野営することができ。 十 原則として、当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十一 当該地区内の湖で泳がないこと。 十二 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十三～十九（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>三 四（略） 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 六～八（略） 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。 十 十三（略）</p>

<p>第六十三～六十八 南極特別保護地区</p> <p>第六十九南極特別 保護地区</p>	<p>第六十三～六十八 南極特別保護地区</p>	<p>第六十二南極特別 保護地区</p>	<p>第四十二～六十一 南極特別保護地区</p>	
<p>三 回転翼航空機は、当該地区内の</p>	<p>（略）</p>	<p>九 一～八（略） 九 当該地区内では野営しないこと。 十 当該地区内の建築物に宿泊しないこと。 十一 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十二～十八（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>三 四（略） 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。 六～八（略） 九 十二（略）</p>

ないこと。また、回転翼航空機は、当該地区内のペンギンの集団から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。ただし、単発式回転翼航空機は、氷山、島等の遮蔽物によりペンギンの集団に直接騒音が届かない区域においては、毎年十月二日から翌年の四月三十日までの期間は、離着陸することができ。四 毎年五月一日から十月一日までの期間は、航空機は、当該地区内の直上空域を飛行しないこと。

五 (略)

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、ペンギンの集団から五百メートル以内の区域では行わないこと。

八 当該地区内に家きん又はその卵

南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。

四 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域の直上空域を飛行しないこと。

五 (略)

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者はペンギンの繁殖地又は集団から五十メートル以内に近づかないこと。また、当該地区内では歩行者はペンギンの通路を通行しないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、アブテノデュテス・フォルステリヘコウテイペンギンの繁殖地から五百メートル以内の区域では行わないこと。

九 原則として、当該地区内に家き

第七十南極特別保護地区	の加工品を持ち込まないこと。 九十三（略）	第七十一南極特別保護地区	一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。	第七十二南極特別保護地区	五、六（略） 七 当該地区内に調理していない家 八、十二（略）	第七十三南極特別保護地区	一、二（略） 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内で車両を使用する場合、雪止又は氷上に限り、アプテノデユケス・フォルステリ（コウステイペンギン）又はレプトニコテス・ウエデ 四（略） 五 原則として、航空機は当該地区に着陸しないこと。なお、当該地区
-------------	--------------------------	--------------	--	--------------	---------------------------------------	--------------	--

第七十南極特別保護地区	ん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 十、十四（略）	第七十一南極特別保護地区	一、三（略） 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。	第七十二南極特別保護地区	五、六（略） 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。 八、十二（略）	第七十三南極特別保護地区	一、二（略） 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。なお、当該地区内で車両を使用する場合、雪止又は氷上に限り、アプテノデユケス・フォルステリ（コウステイペンギン）又はレプトニコテス・ウエデ 四（略） 五 原則として、航空機は当該地区に着陸しないこと。なお、当該地区
-------------	---------------------------------	--------------	--	--------------	---	--------------	--

<p>第七十四南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。 四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。 五 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。 六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。 七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	<p>内に着陸する場合、アプテノデユケス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニコテス・ウエデルリ（ウエツデルアザラシ）の集団から九百三十メートル以内の範囲に着陸しないこと。 六）十四（略）</p>

	<p>内に着陸する場合、アプテノデユケス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地又はレプトニコテス・ウエデルリ（ウエツデルアザラシ）の集団から九百三十メートル以内の範囲に着陸しないこと。 六）十四（略）</p>

- 四 当該地区内では回転翼航空機に搭載された発煙筒を使用しないこと。
- 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。なお、当該工作物に国名、設置者名、設置年月日及び除去予定日を明示すること。
- 六 当該地区内では野営しないこと。
- 七 当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。